

令和5年3月24日

保護者様

丹波篠山市教育長

新型コロナウイルス感染症に係る学校の対応について

(令和5年4月1日より実施)

保護者のみなさまにおかれましては、丹波篠山市の教育行政にご理解とご協力賜り厚くお礼を申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に関して、家庭での手洗いや検温等による感染拡大防止に取り組んでいただき感謝いたします。

令和5年3月17日に文部科学省より「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」が通知されました。このことを受けて、令和5年4月1日以降の感染防止対策として、学校におきましては下記の通りといたします。

なお、学校に限らず、社会全体について感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得ます。また、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられる予定であることに伴い、今後、国においてマスク着用以外の感染症対策についても見直しが行われる予定です。

今後も、本市の学校教育活動にご支援をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 学校の教育活動について

- 学校においては、感染リスクの高い活動に注意しつつ、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける、「人と人との距離の確保」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」など基本的な感染防止対策を継続し、学習内容や活動内容を工夫しながら、可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を実施します。

2 感染症対策について

- 毎日の登校前の健康観察（検温等）を行い、以下の場合には登校しないことを徹底してください。
 - お子様の感染が判明した場合
 - お子様が感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - お子様に発熱や咽頭痛（のどの痛み）、咳等の普段と異なる症状がみられる場合

※同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合については、登校を控える必要はありません。
- 基本的な生活習慣を維持するとともに、免疫力を高めるため、バランスの良い食事を心がけ、十分な休養と睡眠をとるようにしてください。
- 学校教育活動の中で「感染のリスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策（十分な換気の実施や大声での会話を控える等）を可能な限り講じた上で実施します。
- 給食等の場面では、引き続き、食事前後の手洗いを徹底し、飛沫を飛ばさないように注意します。具

体的には、適切な換気を行う、大声での会話を控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講ずることにより、児童生徒に黙食を求めません。

3 マスクの取扱いについて

(1) 基本的な考え方

- ・児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・登下校時に混雑した公共交通機関（電車やバス等）を利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用を推奨します。
- ・スクールバスについては、児童生徒の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開けて換気します。手洗いや咳エチケット等を徹底するとともに、座席の数と比して利用者が多くなる場合には、会話を控えることの徹底やマスク着用の推奨を行います。
- ・基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることはしません。児童生徒の間でもマスク着用の有無による差別・偏見がないように指導します。
- ・咳、くしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導します。
- ・中学校の部活動についても令和5年4月1日より、上記と同様の対応とします。

(2) 入学式等について

- ・入学式等の儀式的行事においても、参加者にマスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・国歌・校歌等の斉唱や合唱、複数の児童によるいわゆる「呼びかけ」を実施する時には、適切な距離を確保したうえで実施します。
- ・来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保します。

4 その他

- ・地域や学校の実情によっては、児童生徒の健康・安全を最優先し、マスク着用の推奨や参加者の人数制限等、感染防止対策を講じることがあります。